

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (使用者への周知)

第3 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的にしようしてはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

#### (適正な管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (個人情報の持出しの禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者の事業所内から個人情報を持出してはならない。

#### (個人情報の目的外利用の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

#### (複写等の禁止)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託)

第9 受注者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

- 1 受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 2 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き及び方法について具体的に規定しなければならない。

- 3 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了直後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。受注者はこの契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して損害の賠償を請求することはできないものとする。

(個人情報等の管理)

第13 受注者は、本委託業務において利用する個人情報等を保持している間は、取扱う個人情報に応じて、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に定める安全管理措置を遵守するとともに、次のとおり個人情報等の管理を行わなければならない。

- 1 個人情報を取扱う事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規定等を策定すること。
- 2 組織体制の整備、取扱規定等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- 3 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。
- 4 個人情報等を取扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- 5 アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(特定個人情報を取扱う者の届出)

第14 受注者は、本委託業務において特定個人情報を取扱う場合、発注者に対して個人番号を取扱う事務、特定個人情報等の範囲及び特定個人情報を取扱う者を書面で届け出なければならない。

(個人情報を取扱う者に対する監督・教育)

第15 受注者は、この契約による事務に係る個人情報を取扱う従業者に対して、契約内容を遵守させるよう監督し、研修等の教育を行わなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第16 受注者は、発注者から契約内容の遵守状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告

及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(実地調査)

第17 発注者は、受注者に対して本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、監査又は実地調査を行うことができる。